

請求する前にもう一度チェックしましょう！(介護老人福祉施設)

チェック1

機能訓練指導員が併設通所介護事業所の機能訓練指導員を兼務している場合に、個別機能訓練加算を請求していませんか。

当該加算は、常勤の機能訓練指導員であっても、併設の通所介護事業所を兼務している場合には算定できません。ただし、入所者が100人を超え、専従の機能訓練指導員が1人配置されている場合には、他の指導員は兼務できます。

チェック2

認知症である者の数や精神科医による療養指導の回数が基準に満たない場合に、精神科療養指導加算を請求していませんか。

当該加算は、認知症である入所者が全入所者の3分の1以上であり、かつ、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合に算定できます。

チェック3

入所者が入院した日や退院した日について、外泊時の費用を請求していませんか。

入所者が入院した場合や外泊をした場合については、その初日(入院日)と最終日(退院日)は所定単位数を算定し、外泊時費用は算定しません。退院後、そのまま退所した場合には、退院日については外泊時費用を算定します。

チェック4

入所者の入院又は外泊中に、当該入所者のベッドを短期入所生活介護に利用している場合に、外泊時費用を請求していませんか。

入所者が使用しているベッドについては原則空けておくことになっていますが、当該入所者の同意があれば短期入所サービスに利用することもできます。その場合には当該入所者について外泊時の費用を算定することはできません。

チェック5

入所日から30日以内の間に外泊を行った入所者について、外泊日も含めて初期加算を請求していませんか。

初期加算は入所日から30日以内について算定できません。初期加算は当該入所者が過去3か月間(認知症高齢者の自立度判定基準のランク・・Mの該当者は1か月間)に当該施設に入所したことがない場合に算定できます。

チェック6

入所者の退所に伴い、相談業務等を行った場合に、退所後介護保険施設に入所する者に対しても、退所時に係る加算を請求していませんか。

退所時に係る各種加算(退所前後訪問相談援助加算、退所時相談援助加算、退所前連携加算)は、当該入所者が退所後に病院・診療所に入院する場合、介護保険施設に入所する場合及び死亡退所の場合には算定できません。

チェック7

施設退所後、ひきつづき同一敷地内の短期入所生活介護を利用する入所者について、退所日についても介護福祉施設の報酬を請求していませんか。

退所後、ひきつづき同一敷地内にある短期入所生活介護を利用する入所者や、相互の職員の兼務や施設の共用が行われている隣接・近隣施設を利用する入所者については、退所日は介護福祉施設の報酬は算定できません。

チェック8

前月の平均利用者数が運営基準で定められた定員数を超過している場合に、定員超過の減算をせずに報酬を請求していませんか。

1か月の平均利用者数が運営基準に定められた定員を超えた場合には、その翌月から定員超過が解消された月まで全利用者に対して基本報酬を100分の70に減算します。

チェック9

前月に看護・介護職員について運営基準に定められた数を配置していない場合に、人員基準欠如の減算をせずに報酬を請求していませんか。

看護・介護職員数が基準の1割を超えて少ない場合にはその翌月から、また、基準の1割の範囲内で少ない場合にはその翌々月から人員基準欠如の解消月まで全利用者に対して基本報酬を100分の70に減算します。

チェック10

入所者の通院の付き添いについて、介護職員の人件費、車両の使用にかかる費用等を、別途入所者から徴収していませんか。

入所者の通院の付き添いにかかる費用については当該施設サービスの一環として行われるもので、利用者から別に徴収することはできません。遠方の医療機関への入院等の場合には、交通費について実費相当分を徴収できます。

加算

重度化対応加算
<p>下記の基準を満たす場合に、入所者全員について加算。</p> <p>イ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めていること。</p> <p>ロ 看護職員により又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。</p> <p>ハ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>ニ 看取りに関する職員研修を行っていること。</p> <p>ホ 看取りのための個室を確保していること。</p>
準ユニットケア加算
<p>従来型個室において下記の基準を満たす場合に、入所者全員について加算。(施設の一部のみで要件を満たす場合、そこに入所する者についてのみ加算を算定可。)</p> <p>イ 12人を標準とする単位で、ケアをしていること。</p> <p>ロ プライバシーに配慮した個室的なしつらえ及びグループ単位で利用できる共同生活室を設けていること。</p> <p>ハ ユニット型個室(準個室)と同程度の人員配置をしていること。</p>
個別機能訓練加算
<p>常勤専従の機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師)を配置し、機能訓練指導員、看護・介護職員、生活指導員その他職種の職員が共同して入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、入所者に説明のうえ同意を得た後、この計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合に、該当者について加算。</p>
常勤医師配置加算
<p>常勤専従の医師を配置している場合に、入所者全員について加算。</p>
精神科医療指導加算
<p>全入所者の3分の1以上を認知症の入所者が占める施設で、精神科担当医による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合に、入所者全員について加算。ただし、精神科担当医に常勤医師配置加算を算定している場合は算定不可。</p>
障害者生活支援体制加算
<p>重度の視覚障害者・聴覚障害者・言語機能障害者・知的障害者が、合計15人以上入所する施設で、常勤専従の障害者生活支援員(知的障害者福祉司の資格を有する者等)を配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置している場合に、入所者全員について加算。</p>

入院又は外泊時の費用
<p>入院・外泊期間のうち、入院又は外泊の初日と最終日を除いた日について、1月に6日を限度として算定。</p>
初期加算
<p>入所日から起算して30日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算。過去3か月間に、同一施設に入所していた場合は算定できない。また、同一施設の短期入所生活介護の利用者が日を空けずにひきつづき入所した場合には、30日から直前の短期入所利用日数を控除した日数分を算定。</p>
退所時等相談援助加算
<p>(1)退所前後訪問相談援助加算 入所者の退所に先立って退所後に生活する居宅を訪問して相談援助を行った場合に加算。入所中1回(入所後早期に相談援助が必要な場合は2回)退所後(30日以内)1回を限度とする。</p> <p>(2)退所時相談援助加算(入所者1人につき1回を限度) 入所者の退所時に相談援助を行い、さらに退所後2週間以内に市町村や老人介護支援センター、入所者が希望する指定居宅介護支援事業者等に必要な情報を提供した場合に加算。</p> <p>(3)退所前連携加算(入所者1人につき1回を限度) 入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に加算。</p>
栄養管理体制加算
<p>(1)管理栄養士配置加算 (2)栄養士配置加算((1)を算定している場合は算定不可)</p>
栄養マネジメント加算
経口移行加算
経口維持加算
療養食加算
看取り介護加算
<p>重度化対応加算を算定している施設において、一定の基準を満たしている入所者について、死亡日以前30日を上限として加算。ただし、退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。</p>
在宅復帰支援機能加算
在宅・入所相互利用加算